

# 市町村合併と留萌の将来像①



5月10日から20日まで、市町村合併をテーマにまちづくり懇談会が、8回開催され、273人の市民が参加しました。  
今回の懇談会では、留萌・増毛・小平で構成する留萌南部三市町任意合併協議会が作った「新市将来構想」による合併した場合の将来像と留萌市が単独の場合の将来像を比較し、市民と市長が意見交換を行いました。  
この8回の懇談会の意見交換の概要を2回に分けて報告します。

**Q** 合併の場合と単独の場合の財政状況の違いは？

**A**。財政シミュレーションは、財政面（数字上）の将来の予想です。単独の場合、財政の収支不足が大きく、住民負担や行政サービスなどの面で、急激な改革が必要です。この10年、国は財政難から地方交付税をカットしてきました。そのため市は行政改革で、行政サービスを落とさないよう努力し、職員も毎年平均10名ずつ減らし、さらに給与もカットしながら、民間への委託や事業の見直しも行ってきました。

しかし、これ以上、国からのお金が減らされれば、今までどおりのサービスは保てない状況です。もし、合併すると、国が合併を勧めるための財政支援として、地方交付税に10年の保障があり、この間にゆるやかに改革できます。3市町がまとまれば、財政規模も大きくなり、スケールメリットによって行政コストも減らしやすくなり、財政の収支不足への対応も、ゆるやかな改革で着地できる見込みです。

**Q** 合併特例債の規模はどのくらい？ 合併の「アメとムチ」とはどういうこと？

**A**。合併特例債は、合併して新しいまちづくりに取り組むときに新市ができる「借金」のことで、留萌・増

毛・小平の3市町が合併した場合、10年間で最大約150億円の見込みです。年平均15億円ですが、市が5億円返済すると、国が10億円を手当てしてくれるという優遇措置があるため「アメ」と言われています。

しかし、新しい施設を建てても、その後の維持管理は自前でですから、計画的に借りないと後々たいへんです。そのため、もし合併したときには、既存の施設の統廃合や見直し、新しい施設の必要性、将来の維持管理を見込んだ建設計画を立て、アメ（特例債）の使い方を考えなければなりません。

**Q** 新市将来構想の「活性化」の具体的な目安は何ですか？

**A**。かつて「活性化」は人口増加でしたが、これからは社会全体が人口減少に向かう時代で、人口の増加は活性化の目安にはなりません。むしろ、今ここに住む市民が、どう生き生きと暮らしていくか、元気に活動していくか、そんな地域を作ることがこれからの活性化です。例えば、元気なお年寄りが地域の一員として地域社会に参加し、知恵や経験を発揮して、地域を元気にしていく。そういう地域社会を作ることです。

**Q** 中心部以外はさびれていくのではないかと不安です。

**A**。合併で、中心となる一部の地域だけが栄えていくということは避けなければなりません。中心でない地域に住む人たちの意見を反映させる仕組みが大切です。地域ごとの自治組織にある程度の権限を与え、地域の運営は地域にまかせる仕組みが必要です。

**Q** 公共施設の統廃合はどうなるの？

**A**。例えば、3つのまちに1つずつスキー場がありますが、3つとも赤字経営です。合併したら、3つのスキー場の維持について話し合い、場合によってはいずれかの廃止も考えなければなりません。学校も、少人数の学校があり、地域にとってはシンボリックな存在ですが、子供たちの教育環境を考え、統廃合の議論が必要になるでしょう。

**Q** 小平、増毛との話し合いは進んでいるの？ 両町の住民に思いやりと配慮のある検討が必要です。

**A**。合併問題は、地方分権が検討された10年ほど前に始まりました。留萌管内でも、3年ほど前に実務者レベルの研究会を設置し、その後、留萌南部（留萌、増毛、小平）、中部、北部という組み合わせで、具体的な検討に移りました。留萌南部で具体的な検討が始まったのは、昨年10月の任意協議会の設置からです。

**Q** 合併する場合、今後の手順はどうなるの？

**A**。現在の任意協議会では、合併までの法的な手続きはできません。今後は、法定協議会の設置が必ず必要です。平成17年3月までに合併の決定をするためには、6月議会で法定協議会を設置する議決が必要で、その後、平成17年3月までに、議会



**Q** 平成17年3月の期限までに合併するか、しないかはどう決まるの？

**A**。平成17年3月という期限は、それまでに合併の決定（実施ではない）をするという優遇措置を受けられるという期限です。今、合併について議論しているのは、将来、結果的に合併をするのであれば、優遇措置のある期間にしたい方が得になるので、3市町で検討しているのです。

合併の決定権は、法律上は各市町の議会にあります。例えば、住民投票は、今の法制度では、投票の結果を拘束する権限がなく、仮に、住民投票と議会の議決が反対の立場になっても、議会の議決だけが法的な決定力を持ちます。

個々のまちには歴史的な違いなどもあり、足並みのみだれはありますが、協議会の議論が深まり、合併の

場合、単独の場合の資料がそろったから、みなさんに判断を仰ぎたいと思います。最後はみなさんの意思です。制度上は、議会で決まりますが、大きな問題なので、最終結論になるまでにはみなさんの意見を集約したいと思っています。まだ方法は決まっていますが、懇談会でみなさんの気持ちを確かめたり、アンケートで「賛成か反対か」の質問を設けたりするのもひとつの方法です。

**※住民投票**  
住民投票には、条例の制定が必要で、制定方法は、有権者の50分の1以上の直接請求、または市長の提案の二通りです。

**●●● 出前トーク ●●●**  
市役所では、市町村合併について、「出前トーク」を受け付けています。合併問題、留萌の将来のことなどについて担当職員がご説明します。町内会、サークルなど少人数でもかまいません。お気軽に、お申し込みください。

問合せ 申込み **企画調整グループ ☎42・1809**